

いちごの里在宅介護支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人あやめ会が開設するいちごの里在宅介護支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある利用者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏することがないよう、公正中立に行う。
- (3) 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 いちごの里在宅介護支援センター
- (2) 所在地 静岡県伊豆の国市北江間45番地の1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（主任介護支援専門員） 1人（兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 2人以上
内訳
常勤専従 2人以上

介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス事業者、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設の紹介、その他各種相談に対する助言等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から土曜日までとする。ただし国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。

ただし電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 介護支援専門員は、定期又は随時、利用者宅を訪問し、利用者の心身の状態等の評価を通じてその課題を分析し、支援を行うものとし、その主な内容等は次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所：

事業所内の相談室、利用者宅、その他必要と認められた場所

(2) 課題分析：

使用する課題分析は居宅サービス計画ガイドラインの方式とする

(3) 介護支援専門員の居宅訪問頻度：

月1回以上訪問し利用者に面接する

(4) サービス担当者会議の開催場所、頻度：

事業所内の相談室や関係事業所の相談室など、個人情報の保護が図れる場所を活用し、随時開催

(5) 主な支援内容：

居宅サービス計画の作成、指定居宅サービス事業者、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設等への紹介、その他各種相談に対する助言等

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

伊豆の国市・伊豆市（旧修善寺町に限る）・三島市・沼津市・田方郡函南町の区域とする。

(事故発生時の対応)

第9条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための措置を講ずる。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。

(3) その他虐待防止のための必要な措置。

2 事業所は、サービス提供中に、従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(業務継続計画の策定等)

第11条 業務継続計画（BCP）の作成等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者に対し施設が提供するサービスを継続した提供できるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(ハラスメントの防止)

第12条 ハラスメント（セクシャルハラスメント・パワーハラスメント・ケアハラスメント等）の排除並びに防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第13条 感染症の予防及びまん延の防止に努め、感染防止に関する会議等において、その対策を協議し、対策指針等を作成する。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の質の向上に努める。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の向上の確保等)

第14条 事業所は業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取り組みの促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減資する方策を検討するための委員会を定期的に開催するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第15条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者には、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人あやめ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 感染症や災害が発生した場合でも、業務の継続に向けて必要な措置を行う。
- 6 感染症が発生、またはまん延しないように必要な措置を行う。

附 則

この規程は、平成14年9月16日から施行する。

この規程の変更は 平成17年4月1日 より施行する。

この規程の変更は 平成20年8月20日 より施行する。

この規程の変更は 平成22年10月1日 より施行する。

この規程の変更は 平成24年4月1日 より施行する。

この規程の変更は 平成26年9月22日 より施行する。

この規程の変更は 平成26年10月1日 より施行する。

この規程の変更は 平成26年10月24日 より施行する。

この規程の変更は 令和3年4月1日 より施行する。

この規程の変更は 令和5年2月1日 より施行する。

この規程の変更は 令和6年4月1日 より施行する。